

香川労働局インターンシップ（職場体験実習）の基本的な運用は、本要領の定めるところによるものとする。

平成 30 年 4 月 1 日
令和 5 年 7 月 24 日改訂

香川労働局 職場体験実習実施要領

（目的）

第 1 本要領は、学生を対象とし、香川労働局において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資することとともに、労働行政への理解を深めてもらうことを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

（実習の期間）

第 2 実施の期間は、原則として、毎年 9 月の学生の夏期休暇を利用して行うものとし、実務を体験させる期間は 1 週間程度とする。

（実習の場所）

第 3 学生を受入れる部局等は、香川労働局各部室、高松労働基準監督署又は高松公共職業安定所、並びに労働局の関係機関とする。

（実習の対象者）

第 4 実習の対象者は、大学、大学院及び学校教育法以外の法律によって特別に設置された大学校（以下、「大学等」という。）に在籍する学生とする。

（学生の募集の周知）

第 5 学生の募集の周知については、香川労働局ホームページに掲載することとし、大学等及び学生等に実習の実施について周知するものとする。

（申し込み、受入れ対象者の決定及び通知）

第 6 受入れ対象者の決定及び通知については、次のとおりとする。

(1) 希望する学生は、香川労働局ホームページ上で指定する時期までに香川労働局総務部総務課あて申し込みを行うものとする。

- (2) 香川労働局総務部総務部長は、申込みを行った学生に対し、受入れの可否等を通知する。

(実習の内容等)

第7 実習の内容等は、次のとおりとする。

- (1) 実習ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。
- (2) 実習生は、電話の応対や資料作成、また、関係部局等との連絡などを業務として実施する。
- (3) 実習生は、実習終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。
- (4) 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、総務部長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

第8 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (3) 実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、香川労働局は当該学生についての実習を打ち切ることができるものとする。
- (4) 実習生は、上記(1)～(3)についての誓約書（別添2）を実習開始前に香川労働局に提出しなければならない。

(実習生の実習時間等)

第9 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、8時30分から17時15分までとし、12時から13時までの間を休憩時間とする。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。
- (4) 実習期間のうち1/5以上の欠務があった場合及びその他不都合な行為を行った場合は、実習を打ち切ることができるものとする。

(災害補償)

第 10 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は香川労働局（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、各自にて災害傷害保険、賠償責任保険に加入しなければならない。

(経費負担等について)

第 11 実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生が負担するものとする。

(実習の成果の発表について)

第 12 実習生が実習の成果としてレポート等を外部（大学等を含む。）に提出又は発表する場合には、事前に、香川労働局の承認を受けなければならない。

(その他)

第 13 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途香川労働局総務部長が定めるものとする。

2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、香川労働局総務部総務課、実習生等が協議して決定するものとする。

第 14 実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び指導員からアンケート等（別途、香川労働局総務部総務課から各部局に通知するものとする。）の提出を求めることができるものとする。

2 実習生及び指導員から提出されたアンケート等については、民間企業へのインターンシップの普及など厚生労働省の施策の普及・推進等に活用することができるものとする。

第 15 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。